

防府市告示第三十八号の二

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり市道の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年四月二十日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十日

防府市長 池田 豊

○二―〇四七	整理番号	路		線	名	区	間	旧新別	敷地の幅員・延長 (メートル)
中塚塚原線									
大字下右田字赤金二六〇番一地从先から 大字下右田字木ノ下六〇〇番五地从先まで									
		新	旧						
		延長 最広 最狭	延長 最広 最狭						五・一 五・一 四七・〇
		九六・六	六・〇						



○五—〇—一三		○四—一四六		○四—一〇一		○四—〇六一	
華陽二號線		仁井令町二號線		西仁井令線		伊佐江古谷河内線	
大字田島字上地二筋第三 大字田島字上地一筋第四 七三五番一地先から 八一六番一八地先まで		仁井令町三九〇番一七地先から 仁井令町三九〇番一五地先まで		西仁井令二丁目一三六九番七地先から 西仁井令二丁目一三七一番一地先まで		華園町一〇五六番二地先から 大字仁井令字東上みとろ一〇四九番一地先まで	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭
二 六 四 ・ 五	一 八 五 ・ 二	二 五 〇 ・ 三	四 四 ・ 七	六 六 ・ 五	二 九 ・ 三	一 三 四 ・ 二	八 五 ・ 六
一 ・ 一	一 ・ 六 一	四 ・ 〇	六 ・ 〇	四 ・ 〇	四 ・ 〇	四 ・ 〇	四 ・ 四

一 二 — 〇 四 三		〇 八 — 一 〇 二		〇 八 — 一 〇 〇		〇 七 — 〇 二 〇	
友 石 浮 野 線		上 地 上 新 前 町 一 号 線		上 地 上 新 前 町 線		三 田 尻 西 浦 線	
大 字 江 泊 字 小 路 口 一 五 〇 〇 番 三 地 先 ま で		大 字 田 島 字 上 地 一 筋 第 一 七 八 一 番 二 地 先 か ら 大 字 田 島 字 上 地 一 筋 第 三 八 〇 六 番 二 三 地 先 ま で		大 字 田 島 字 上 地 一 筋 第 二 七 九 七 番 一 地 先 か ら 大 字 田 島 字 上 地 一 筋 第 四 八 一 六 番 一 七 地 先 ま で		西 仁 井 令 二 丁 目 一 四 八 五 番 地 先 か ら 華 城 中 央 二 丁 目 一 四 八 八 番 四 地 先 ま で	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭	延 長 最 広 最 狭
七 八 ・ 六	一 三 ・ 七 〇 一	三 八 六 ・ 八 三 二	一 三 七 ・ 八 三 二	三 三 七 ・ 七 三 二	一 七 一 ・ 七 三 二	八 〇 ・ 五 七 七	五 七 ・ 五 七 七

一三〇三九

脇

一

号

線

大字富海字南平田二六九五番地先から  
大字富海字南平田二六九五番地先まで

新

旧

延長  
最広  
最狭

延長  
最広  
最狭

一  
六  
六  
・  
五

五  
四  
・  
六  
〇

九  
九  
・  
五  
五  
・  
六  
六